

大府市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書					
フリガナ					
①氏名					
②生年月日	年	月	日	満（	）歳
③住所					
④電話番号					
⑤個人番号（マイナンバー）	（わからない場合は空欄でも可）				
申立事項	⑥次の1から4のいずれかの場合であること（1.～4.のいずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載） ※記載内容については、社会福祉協議会に照会させていただくことがあります。				
	1. 総合支援資金の再貸付を受け終わった				
	受けていた時期	令和3年 月 ～ 月			
	再貸付を受けていた 社会福祉協議会				
	2. 総合支援資金の再貸付が借入最終月である				
	受けている時期	令和3年 月 ～ 月			
	再貸付を受けている 社会福祉協議会				
	3. 総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった				
	申請した時期	令和3年 月 日（頃）			
	再貸付を申請した 社会福祉協議会				
4. 総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請ができなかった					
相談した時期	令和3年 月 日（頃）				
再貸付を相談した 自立相談支援機関等					
⑦世帯の生計を主として維持している者であること（右欄にチェック） <input type="checkbox"/>					
⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
生年月日					
収入（月額）	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	
※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。					
上記の申立事項に相違なく、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を申請します。					
年 月 日					
大 府 市 長 殿					
申請者氏名					

【受取口座記入欄】（長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義 (カナ)
1. 銀行 4. 信連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁協 7. 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

（注 意 事 項）

申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがあります。

(別紙)

この用紙は、

・申立事項⑥の1～3に該当する方のうち、申請時確認書(第2号様式)に記載している添付書類に不足のある方

・申立事項⑥の4に該当する方

のみ提出が必要となるものです。

なお、社会福祉協議会に関係書類の再交付等を求める必要はありません。この書類と通帳の写しをご提出ください。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 再貸付不承認・過去借入状況申告書

申告事項

※1については、□のうちいずれか該当するものにチェックを入れた上で、借入時期を記載してください。
※2については、申請時確認書(第2号様式)に記載している添付書類に不足のある方のみ記入してください。

1 私は、

総合支援資金の再貸付を借り終わった

総合支援資金の再貸付が借り入れ最終月である

(総合支援資金(再貸付)の借入状況)

総合支援資金(再貸付) : 借入時期 (年 月～ 月)

総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった

総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった

(緊急小口資金及び総合支援資金の借入状況)

緊急小口資金 : 借入時期 (年 月)

総合支援資金(初回) : 借入時期 (年 月～ 月)

総合支援資金(延長) : 借入時期 (年 月～ 月)

ことを申告いたします。

2 添付書類を提出できない理由は以下のとおりです。

年 月 日

大府市長 殿

申請者住所

申請者氏名

(注意事項)

- 1 申告内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には刑事告発を行うことがあります。
- 2 支給に関して必要な範囲で、報告等を求めることがあります。
- 3 支給決定に必要な範囲で、資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関、又は銀行その他の機関、他関係者に対し照会することがあります。